

大多喜町マイナンバーカード出張申請受付実施要領

大多喜町では、マイナンバーカードの取得申請のため出張申請受付方式による、マイナンバーカードの申請受付を実施します。

町職員が町内の企業や地域団体等を訪問し、無料で申請用顔写真の撮影を行い、一括で申請を受け付けます。後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便等で申請者の自宅（住所地）に送付しますので、申請者は役場へ出向くことなく受け取ることができます。

※申請に係る時間は概ね15分程度になります。

※マイナンバーカードは申請からお渡しまで1か月程度かかります。

1 対象団体

- (1) 大多喜町内に事業所を置く企業等
- (2) 大多喜町内の地域団体等

2 実施日時

平日（開庁日）の10時から午後4時まで

※上記日時以外を希望される場合は、ご相談ください。

3 申込条件

- (1) 対象団体からマイナンバーカード出張申請受付申込書（別紙1）の提出があること。
- (2) 申込団体が以下の点を承諾すること。
 - ①出張申請受付希望者（以下「希望者」という。）を概ね5人以上集められること。
 - ②申込団体において、会場、机・椅子等の備品、町が持参するタブレット端末用の電源延長コード及び電源の確保等ができること。
 - ③希望者を取りまとめ、マイナンバーカード出張申請受付希望者一覧表（別紙2）を事前に提出できること。
 - ④出張申請受付当日の希望者の案内、誘導を申込団体で行えること。
 - ⑤申込団体内で、次の内容について、周知・広報を行うことができること。
 - ・実施日時、会場
 - ・申請時（当日）に持参する書類等
 - ・マイナンバーカードの出張申請受付ができる人の条件（次の4に記載）

4 マイナンバーカードの出張申請受付の対象者（次のすべての条件を満たすものであること。）

- (1) 希望者本人が大多喜町に住民登録があること。
- (2) 希望者本人が（15歳未満または成年被後見人の場合は法定代理人とともに）会場に来ることができること。
- (3) 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと。
- (4) 申請日から、2か月以内に大多喜町外に転出の予定がないこと。

- (5) 大多喜町が指定する出張申請受付に必要な書類等を持参・提出できること。(次の5に記載)
- (6) 本人限定受取郵便(又は簡易書留)でマイナンバーカードの受け取りができること。

※本人限定受取郵便は、本人のみが受け取ることができる郵便です。転送不要郵便で送付しますので、「転送サービス」を利用中の方は受け取ることができません。

5 出張申請受付を希望する方にご用意いただくもの

(1) 本人確認書類(原本)

本人確認書類は次の書類を用意してください。

- ・ 下表のAの書類が用意できる場合 「Aをいずれか1点」
- ・ // Aの書類が用意できない場合 「Bをいずれか2点」または「BとCをそれぞれ1点」

区分	本人確認書類
A	○運転免許証 ○旅券(パスポート) ○療育手帳 ○運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの) ○在留カード ○住民基本台帳カード(写真付き) ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○特別永住者証明書 等
B	○保険証(健康保険、介護保険、後期高齢者等) ○年金手帳 ○外出支援サービス受給者証 ○生活保護受給者証 ○年金証書 ○医療受給者証(子ども、自立支援等) ○住民基本台帳カード(写真なし) 等
C	○診察券 ○学生証 ○社員証 等 「氏名と住所」又は「氏名と生年月日」の2点の記載があるもの

(2) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書

(3) 通知カード(申請受付時に回収します。)

※通知カードを紛失している方は通知カード紛失届を提出していただきます。

(4) 住民基本台帳カード・住民基本台帳カード返納届

お持ちの方のみ。紛失されている場合は返納届のみを提出していただきます。

6 ご利用の流れ

(1) 申込から出張申請受付前日まで

- ① 申込みの検討(必要により、町税務住民課へご相談ください。)
- ② マイナンバーカード出張申請受付希望者を募集➡5名以上の希望者が集まる。
- ③ 町税務住民課へ、大多喜町マイナンバーカード出張申請受付申込書及び大多喜町マイナンバーカード出張申請受付希望者一覧表を提出
- ④ 申込団体の担当者様と税務住民課により、実施日時、備品及び会場等の確認・調整
- ⑤ 税務住民課から申込団体の担当者様に、出張申請受付当日に希望者にご用意いただくものの一覧表及び提出いただく書類を事前に送付します。

⑥申込団体の担当者様は、希望者に⑤の書類を配布し、出張申請受付当日の集合時間、場所及び必要書類を周知してください。

希望者は配布された書類に、必要事項を事前に記入してください。

※希望者が多い場合は、あらかじめ順番と時間を決めて集合時間を周知してください。

(2) 出張申請受付当日

① 開始時間の30分前を目安に職員が伺います。

② 開始時間になりましたら、申込団体の担当者様により希望者を会場へ誘導いただきます。

③ 申請手続き

・申請書類の確認、説明

・タブレットによる申請書の作成及び写真の撮影等

7 問い合わせ先

〒298-0292 大多喜町大多喜93番地

大多喜町役場 税務住民課 住民係

電 話 0470-82-2114

F A X 0470-82-4461

メール juumin@town.otaki.lg.jp